

陳 情 文 書 表

受理番号	29第17号	受理年月日	平成29年11月13日
陳情者			
件名	「ケースワーカーによる生活保護者の預金通帳・印章不正持出し使用」への対応と再発防止及び内部牽制・監査業務の在り方に関する陳情		

【陳情の趣旨】

区職員が生活保護受給者の預金を着服した事案への目黒区の初期対応態度の軽さと生活福祉委員会での質疑での内容から問題意識重大さの認識高揚要望

補 足

1 詳細は調査中ながら内容は確認済であり、その割には、本件の重要さが損害金額とか返還金額よりも、生活保護費がこのような方法で着服されたことが大きな問題である認識が、感じられません。かかる問題への学習不足です。

本当に事は重大であり、その処分は、福祉国家では、区長は辞任、部課長も相応の責任を取られます。

2 小生は、11月3日の「区長とのまちづくり懇談会」で、区長陳謝について、関係責任者である、部長から係長は、区長と並んで陳謝すべきと発言しました。区長は、自分が最高責任者があるので、代表しての陳謝と弁明しました。当然ながら、処分も覚悟しての発言と受け取りました。

11月9日区議会・生活福祉委員会も傍聴しました。この会では、(理事者)と言われる席より、鈴木副区長、堀切部長、大塚課長が起立して陳謝しました。なるほど、区議に対しては関係者一同かと、一抹の寂しさを感じました。区民軽視なのだろうか。それとも「まち懇」では、職員の個人情報保護の見地から、面が割れることを懸念したか。

他方、委員会質疑も、最も厳禁されている「通帳・印章の預かり」についての知識がうかがえず、厳禁のルールの中での問答とは思えない甘さ・・・一般人の世間話的・・・を感じ、およそ、議会の専門委員会での質疑とは思えないレベルだった。まして、過去に類似事件があり、再発防止の対応策を講じたとの発言もあるのに、防止策が不十分だったのか、厳守されなかったのか、追及もなく、従って回答はなかったが、「対応状況」「今後の取り組みについて」の印刷物があつたが、「指導、徹底、着手、調査、詳細マニュアル」等の字句があるものの、小生なら「日々確認の日報、それへの上司の検証・係長→課長までは最低その日のうちに届くシステム」等を工夫するが、任せることと、報告・検証の意義を十分認識すべきである。

3 厳正な処分の基準は当然規程されている筈だが、事が、人事となると組織をもって活動している企業体での処分は、どの範囲が対象になるかであり、公務員法等によるが、公務員は、国民の負託を得ての業務遂行」と理解し、そのルールは、法律に規律され、権限と責任は当然であるが、現実問題として、違反、懈怠行為があると、常に再発防止云々の言い訳に終始し、特に、その処分も、一定の基準があるが、必ずしも一律ではないのが現状である。違和感は、処分事由が明確にされないことがある。予想外の軽い処分が見られる。

所詮犯罪行為であっても、個人がかかわり、組織的場合でも、同じく個人の結合である。

このような論点で、「ケースワーカー」事案を考察すると、どうなるか、組織

に欠陥があったとも言えるが、人為的現象であることには違いなく、その人事は、「適材適所」を旨とするなら、今回の職員(平成17年配属)を配した人事部門にも責任がある。

余談ながら、人事担当者とは、自己が採用に関与した者への関心は大きく、その者の業績にも同様、責任感がある。

全ての職務において、職歴の一時通過地点でなく、職務知識精励してもらいたい。

損害金の自主的返済であれば、残りを返済すれば、損害金ゼロとなり、穩便解決とするならば、他自治体の例と比べ、余りにも違い過ぎる。

損害金額は金銭的に計算されるが、行為の意図・内容・方法が問われるべきであり、「計算違い、思い違い、処理誤り等での単純ミス的から、計画的、反復、長期となれば、大きな問題である。法律の理念・基本を意図的に犯した場合は、次元が全く異なり、格段の処分が当然と考える。

福祉都市目黒区の宣言もあり、社会保障における経済的弱者への生活保護資金を、赤子の手をねじるごとき簡単な方法での規則違反は、一番簡単にできることから、厳禁なのである。

性善説云々、一時の出来心としては、回数が多すぎ、常態化している。それにもかかわらず、業務担当の変更があって初めて露見では、日常の管理が問われることは当然、係、課、部、監査等の検証機能は全くゼロだったのだろうか。

この問題は、福祉都市宣言とは、およそ次元の異なる状態である。生活保護資金をあたかも、区が、惠んでいるかの錯覚で、一時の流用は構わないの考えが底流にあるのではないか。

陳情であるからには、何をどのようにして欲しいが本来だが、今回の例を出発点として、区民に具体的に防止方策のみならず、業務の検証構図を区報等を通じて示してもらいたい。

対応等への注視

刑事告発

民事事件として被害者へ損害賠償、慰謝料、・・請求の有無でなく率先して懲戒処分

対象者 本人、区長、部長、課長、係長、監査部局、人事部

職責地位 辞任、降格、配置転換

減俸 割合、期間

広報 全貌報告、中間報告

何しろ、催事への関心・宣伝へのエネルギー注入は、派手に目立つものであるが、区業務の基盤整備を堅固完全に、特に事後検証・監査の重要・効果を十分考え、目黒区の名誉を傷つけないように願いたい。

【陳情事項】

- 1 重大事の認識不足を感じた、区・区議会とも、もう少し意識してもらいたい。
- 2 区長及び区議会の生活福祉委員会での説明時の責任感不足の質疑を感じた、区民代表者たる認識を要望する。
- 3 厳正な処分をしてください。